

戸籍関係用語の説明

① 戸籍謄本：現在の戸籍に記載されている**全員の証明**です。

(戸籍全部事項証明書)

② 戸籍抄本：現在の戸籍に記載されている**一部の者(特定の一人)の証明**です。

(戸籍個人事項証明書)

③ 筆頭者：戸籍の**最先頭に記載されている者**(基本的に夫婦のうち、その氏を名乗るほう)をいい、死亡しても筆頭者が変わることはありません。

④ 除籍：ひとつの戸籍から縁組・婚姻・転籍等により全員が抜けて(除籍)、**一人も残っていない状態の戸籍**をいいます。したがって、その戸籍に一人でも残っていれば「除籍」といわず普通の戸籍(現在戸籍：①または②)といえます。

⑤ 改製原戸籍：法務省令によって現在の戸籍に**改製される前の戸籍**をいいます。

すべての戸籍に改製原戸籍があるとは限らず、また現在の戸籍がある市町村にあるとも限りません。通常は、現在の戸籍の戸籍事項欄に改製の旨が記載されていますが、そうでない場合は現在の戸籍から過去の戸籍へと順にさかのぼって追跡調査する過程で見つけ出すことになります。

※ 東村では戸籍の電算化により、平成15年3月15日に改製されています。それ以前から本籍地が東村で、全員除籍になっていない方については「平成改製原戸籍」があります。

⑥ 戸籍の附票：簡単にいうと「住所の履歴書」です。

(住所の移り変わりが記載されている書類)

☆相続、登記などで戸籍を請求される方へ☆

提出先によって、どなたのどのような戸籍(例：死亡年月日の確認、夫婦または親子関係の証明など)が必要かは役場では分かりかねますので、ご自身で提出先にご確認をお願いします。